

平成30年不第15号 不当労働行為救済申立事件

申立人 東京南部労働者組合 外1名

被申立人 公益財団法人日本知的障害者福祉協会

準備書面2

平成30年12月21日

東京都労働委員会 御中

被申立人代理人

弁護士



平成30年11月20日付求釈明に対する回答

第1 松浦主任の担当業務（乙1）について、その業務内容の詳細と業務フロー
乙2のとおり

第2 水内課長代理の担当業務（乙1）のうち、編集・出版担当に関する業務内容
の詳細と業務フロー
乙3のとおり

第3 不当労働行為救済申立書（補充書）記載の街宣活動に対する認否・反論

1 東京南部労働組合による情宣活動は、下記の日程・場所において実施された。

第1回 2016年11月8日 協会事務所前

第2回 2016年12月22日 協会事務所前

（補充書には12月21日との記載）

- 第3回 2017年2月17日 協会事務所前
- 第4回 2017年4月20日 協会事務所前
- 第5回 2017年7月22日 東京国際フォーラム前
- 第6回 2017年9月4日 協会事務所前
- 第7回 2017年10月2日 協会事務所前
- 第8回 2017年11月6日 協会事務所前
- 第9回 2017年12月28日 協会事務所前

2 不当労働行為救済申立書（補充書）7頁の、2016年11月8日に「午前中事務所内で、水内事業課長代理が自席で電話をし、■■弁護士と思しき人物と「常任理事が組合（組合員）への対応がなっていないから、こういう事態になる。役立たずだ」等と話していた。」との記載があるが、水内本人によれば、当日、平松弁護士から電話があり、他の職員から取り次がれたことはあったが、話した内容については全くの事実無根とのことであった。

水内事業課長代理の人格を殊更に貶め、太田常任理事と水内事業課長代理の関係を意図的に分断させようとしたことにほかならない。松浦組合員が直接確認したのか、他の職員からの伝聞であるのか、伝聞であるなら誰からの情報なのか、その根拠が示されるべきである。

以上